

【資料 24】

小城市子ども・子育て支援 事業計画骨子案について

小城市 子ども・子育て支援事業計画
(骨子案)

平成 26 年 7 月

目次

第1章 計画策定にあたって	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	4
3 計画期間 任意	4
4 策定体制	4
第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境	5
1 人口・世帯・人口動態等	5
2 教育・保育施設の状況	5
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	5
4 ニーズ調査の結果概要	5
5 小城市の子ども・子育て支援の課題	5
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	6
1 基本理念 任意	6
2 計画の方向・体系	6
3 家庭・地域・事業者・行政の役割	6
第4章 教育・保育提供区域の設定 必須	7
1 教育・保育提供区域について	7
2 認定区分ごとの区域設定	7
3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定	7
第5章 教育・保育の充実	8
1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 必須	8
2 教育・保育の一体的提供の推進 必須	9
3 (要検討) その他施策 任意	9
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	10
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須	10
第7章 計画の推進体制	11
1 関係機関等との連携	11
2 計画の達成状況の点検・評価 任意	11
資料編	11

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として策定する。（国の基本指針より）・・・

【主な内容】

- 国の基本指針に沿った形でそれを目的とした計画策定の趣旨。
- これまでの国の少子化対策、少子化傾向、本計画策定に至る経過・背景について。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる。

上位計画である小城市総合計画、小城市次世代育成支援後期地域行動計画等との調和を図ることとする。・・・

【主な内容】

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であること。
- 上位計画である総合計画等との関係・調和を図ること。
- 教育・保育の提供、地域子ども・子育て支援事業につき、平成26年度までの「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」の姿勢を引き継ぐ計画であること。

3 計画期間 任意

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする。・・・

【主な内容】

- 法の施行の日から5年を1期として作成すること。

4 策定体制

（1）小城市子ども・子育て会議の設置

【主な内容】

- 子ども・子育て会議の設置について記載。会議の位置づけ等。

（2）利用者意向把握調査（ニーズ調査）の実施

【主な内容】

- ニーズ調査等による子どもの保護者の利用意向等調査を実施したこと。

第2章 小城市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

【主な内容】

○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等。

2 教育・保育施設の状況

【主な内容】

○幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移等。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

【主な内容】

○「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」に沿った形で、法定 13（11）事業の実施状況をまとめ。

※以下は参考、法定 13 事業。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て援助活動支援事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 時間外保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業
- ⑪ 妊婦健診事業

4 ニーズ調査の結果概要

【主な内容】

○「小城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果概要。

○保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方等。

5 小城市の子ども・子育て支援の課題

【主な内容】

○第2章 1～4を踏まえ、小城市の子ども・子育て支援の課題について整理。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念 任意

- ・ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・ 障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子ども のより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- ・ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。（国の基本指針より）

【主な内容】

○本計画の基本的なビジョンを示す。

2 計画の方向・体系

小城市次世代育成支援後期地域行動計画の「施策の柱」を踏まえ、子ども・子育て支援の施策につき計画体系と今後の方針をまとめる。

【主な内容】

○小城市次世代育成支援後期地域行動計画の下記施策の柱を受けた今後の考え方。

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現の推進
- 6 こども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

【主な内容】

○自助・共助・公助による子ども・子育て支援を推進するため、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理。

第4章 教育・保育提供区域の設定

必須

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行う。

1 教育・保育提供区域について

【主な内容】

○「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として教育・保育提供区域を設定。

- (1) 教育・保育提供区域とは
- (2) 区域設定の考え方
- (3) 小城市における教育・保育提供区域

2 認定区分ごとの区域設定

【主な内容】

○1号認定、2号認定、3号認定について教育・保育提供区域を記す。

3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

【主な内容】

○事業の内容は多岐にわたるため、それぞれの事業の特性、小城市の状況を踏まえた区域設定を考える必要があり、設定した各事業の提供区域を記す。

- (1) 利用者支援事業の提供区域
- (2) 時間外保育事業の提供区域
- (3) 放課後児童健全育成事業の提供区域
- (4) 子育て短期支援事業の提供区域
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業の提供区域
- (6) 養育支援訪問事業の提供区域
- (7) 地域子育て支援拠点事業 の提供区域
- (8) 一時預かり事業の提供区域
- (9) 病児・病後児保育事業の提供区域
- (10) 子育て援助活動支援事業の提供区域
- (11) 妊婦健診事業の提供区域

第5章 教育・保育の充実

1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 必須

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。

（１）１号認定

■ A提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
過不足					

・
・

（２）２号認定

■ A提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い					
上記以外					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
認可外保育施設					
過不足					

・
・

(3) 3号認定（0歳）

■ A提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

・
・

(3) 3号認定（1・2歳）

■ A提供区域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
地域型保育事業					
認可外保育施設					
過不足					

・
・

2 教育・保育の一体的提供の推進 **必須**

認定こども園の普及に係る考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載する。

【主な内容】

○認定こども園の整備促進、幼・保・小連携の体制強化、地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進 等

3 （要検討）その他施策 **任意**

※以下は国の基本指針では掲載が任意の事項。今後検討。

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

必須

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定し掲載する。

(1) 利用者支援事業の見込みと確保の方策

(2) 時間外保育事業の見込みと確保の方策

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
区 域 A	必要利用定員総数					
	確保の内容					
	過不足					

※掲載イメージ 時間外保育事業での例

※提供区域が複数の場合は区域ごとに同様の記載。以下同。

・
・

(3) 放課後児童健全育成事業の見込みと確保の方策

(4) 子育て短期支援事業の見込みと確保の方策

(5) 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保の方策

(6) 養育支援訪問事業の見込みと確保の方策

(7) 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保の方策

(8) 一時預かり事業の見込みと確保の方策

(9) 病児・病後児保育事業の見込みと確保の方策

(10) 子育て援助活動支援事業の見込みと確保の方策

(11) 妊婦健診事業の見込みと確保の方策

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

【主な内容】

○庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について

2 計画の達成状況の点検・評価 任意

子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。
（国の基本指針より）

【主な内容】

○個別事業の進捗状況・計画全体の成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につな
げていくことについて記載。

資料編

【主な内容】

○小城市子ども・子育て会議設置要綱
○小城市子ども・子育て会議委員名簿
○用語解説等

＜奥付＞

平成 27 年 3 月

発行：小城市 編集：小城市教育委員会こども課
